

別紙

諮問第1369号

答 申

1 審査会の結論

「東京都公安委員会から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定による許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに営業所の名称及び所在地が一覧表の形式で記載された公文書（但し、〇〇警察署の管轄に係るもの）」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定による許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに営業所の名称及び所在地が一覧表の形式で記載された公文書（但し、〇〇警察署の管轄に係るもの）」（以下、「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、警視総監が平成31年1月23日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月13日に審査会に諮問された。

審査会は、令和元年11月5日に実施機関から理由説明書を収受し、令和2年8月28日（第182回第三部会）及び同年9月28日（第183回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 特定遊興飲食店営業の許可について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）31条の22には、「特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。」と定められている。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、〇〇警察署の管轄内に所在する商業地の現況に照らすと、法31条の22の規定による許可を受けた者が存在しないとは考え難い旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求を受理した時点において、〇〇警察署の管轄区域内で特定遊興飲食店営業の営業所を設けて、同営業を営もうとする者から、法31条の22の規定に基づく許可申請を受けておらず、また、現に許可を受けた者は存在しないことから、本件請求文書は作成しておらず、存在しないと説明する。

審査会が実施機関に確認したところ、風俗営業を営もうとする者から営業所を管轄する警察署に新規許可申請に必要な書類が提出された場合には、当該警察署の担当者が提出書類の記載内容を、許可等について管理するシステム（以下「許可等システム」という。）に仮入力した後、本部主管課において点検・登録されることとなっているとのことであった。

そこで、審査会が許可等システムにより出力された特定遊興飲食店営業事業者について見分したところ、確かに〇〇警察署の管轄区域内の事業者は記載されていなかった。

以上のことを踏まえると、本件請求文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明